

# 相互応援協力編



## <目次>

<b>第1章 大規模災害時における相互応援</b> .....	1
第1節 災害時相互応援協定の締結.....	1
第1 自治体間の相互応援協力.....	1
第2 民間事業者との災害時応援協定.....	2
第3 応援協定の公表.....	2
第4 応援体制の整備.....	2
第2節 応援協力体制の整備.....	3
第1 方針.....	3
第2 応援要請の手続き・方法.....	4
第3 防災関係機関との連携.....	4
第4 県及び他の市町村への応援要請.....	4
第5 広域航空消防応援の活用.....	5
第6 広域消防応援要請.....	7
第7 救援物資、資機材、人員等の輸送 災害派遣医療チーム (DMAT : Disaster Medical Assistance Team) の活用.....	8
第8 国に対する応援要請.....	8
第9 自衛隊への応援要請.....	9
第10 緊急消防援助隊への要請.....	12
第11 公共的団体・民間事業者等に対する応援要請.....	13
第12 海外からの支援の打診.....	13
第13 田村市災害時受援計画に基づく受援体制の整備.....	13
第3節 応援派遣.....	14
第1 応援派遣の実施.....	14
第2 その他の自治体に対する応援派遣.....	15



## 第1章 大規模災害時における相互応援

天災地変、大事故等に起因する大規模な災害が市の地域または他の市町村の地域で発生した場合、被災した市町村の災害活動能力は著しく低下し、被災地独自での応急対策や災害復旧が直ちに実施できないことが予想される。このため、市は、平時から防災関係機関等と締結した協定が災害時に円滑に機能するよう、応援協定締結自治体や民間業者等と継続的に訓練を行う必要がある。また、被災した他の市町村に対し、必要な支援活動を行うものである。

### 第1節 災害時相互応援協定の締結

【本部事務局（統括・企画班）】

#### 第1 自治体間の相互応援協力

##### 1 応援協定締結自治体との連携

応援協定締結自治体に対する応援要請については、基本法等により基本的な事項が定められているが、より迅速かつ的確な相互応援活動が実施できるよう、応援要請や派遣手続き、連絡方法等についてあらかじめ定めるなど、実効性ある連携の強化に努めるものとする。

また、市は、新たに他の市町村との相互応援協定の締結を推進するものとする。

協定名	協定締結	
	年月日	締結先
災害時における相互応援協定書	平成17年6月1日	いわき市、田村郡三春町、田村郡小野町
災害相互応援協定書	平成17年6月16日	郡山市、田村郡三春町、田村郡小野町
災害時における協力に関する覚書	平成17年7月1日	市内各郵便局
災害相互応援協定書	平成17年10月1日	双葉郡川内村
こおりやま広域連携中枢都市圏の連携協約による災害時等の対口支援	令和2年7月8日	郡山市、田村郡三春町、田村郡小野町 ※必要に応じて広域連携中枢都市圏（A～Dの4ブロック）との応援連携を図る。
大規模災害時における「ふくしま災害時相互応援チーム」による相互応援等に関する協定	令和5年10月24日	福島県、県内59市町村

## 2 県外の市町村との相互応援協定

市は、友好都市、姉妹都市、文化交流などで県外の市町村との既存の交流関係が確立している場合は、職員派遣や支援物資等のプッシュ型支援、避難者の受入などが有効であるため、協定締結を促進する。

資料編：01 地域防災計画資料「24 災害協定一覧」

## 第2 民間事業者との災害時応援協定

市は、それぞれ締結した災害時応援協定に基づき、応援を求める。

また、県などからの支援物資を集約する物資集積拠点から避難所等への二次輸送について、トラック協会や運送事業者等との協定を締結することにより、被災者への食料等物資の安定供給のための体制を整備するものとする。

資料編：01 地域防災計画資料「24 災害協定一覧」

## 第3 応援協定の公表

市は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする。

## 第4 応援体制の整備

市は、既に締結している応援協定等については、適宜内容の見直しを図り、必要に応じ、修正を加えるものとする。

また、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実にできるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行うとともに、関係機関との各種訓練開催時においては、応援要請や要請に基づく実動訓練を実施し、応援体制の実効性を検証・検討するとともに、定期的に情報交換を行うものとする。

なお、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

## 第2節 応援協力体制の整備

【本部事務局（統括・企画班）】

### 第1 方針

市の現有災害対応能力を超える大規模な災害が発生し、次項の応援要請発動基準に該当すると判断した場合は、速やかに県、他の市町村及び自衛隊、防災関係機関及び民間事業者等に対し応援を要請する。

特に被害が全市内にわたる場合は、被害状況の把握に時間を要するものと考えられることから、発災直後から防災関係機関等と迅速かつ緊密に協議し、速やかに応援を要請するものとする。

また、各機関等からの応援職員を受け入れるため、田村市災害時受援計画に基づき、受援体制の整備に努めるものとする。

資料編：04 田村市災害時受援計画

#### 1 根拠

要請先	依頼先	内容等	根拠
地方自治体等	指定地方行政機関等の長	職員の派遣	基本法第29条第2項
	知事	指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣斡旋要請	基本法第30条第1項、基本法第68条
		他の自治体職員の派遣斡旋要請	基本法第30条第2項、基本法第68条 地方自治法第252条の17
		応援の要求及び応急措置の実施要請	基本法第68条
	応援協定締結自治体の長	物資・資器材・車両提供、職員派遣等	自治体相互応援協定
	他の市町村長	応援の要求	基本法第67条
自衛隊	知事	自衛隊の派遣要請	基本法第68条の2第1項
	自衛隊	知事に派遣要請の要求ができない場合の通知	基本法第68条の2第2項
防災関係機関	消防署・消防団	福島県広域消防相互応援協定 隣接等相互応援協定	消組法第39条
	福島県災害対策本部長(福島県知事)	緊急消防援助隊の応援要請(消防庁長官)	消組法第44条
	防災関係機関等	協定等に定める事項等	各種応援協定等

## 2 応援要請発動の基準

- (1) 各部局間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難と認める場合
- (2) 特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合
- (3) その他本部長が応援要請の必要があると認める場合

## 第2 応援要請の手続き・方法

### 1 応援要請の可否判断

本部長は、収集した被害情報により応援要請の可否を判断するものとする。

なお、被害が全市内にわたる場合は、判断に必要な細部の被害情報等の収集は困難であることから、概括的情報であっても応援要請を判断するうえでの根拠とし、迅速な応援要請を行うものとする。

### 2 応援要請要領

下記事項を明らかにし、緊急を要する場合は電話または口頭で連絡し、後日文書によりあらためて処理する。

- (1) 災害の状況・応援を求める理由
- (2) 応援を要請する機関名
- (3) 応援を要請する職種別人員、物資
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) 応援を希望する物資、食料、資機材等の品名及び数量、受領場所
- (6) 参集場所及び参集経路
- (7) 応援を希望する活動内容
- (8) その他必要な事項

### 3 応援要請に際しての措置

応援隊の宿舎、食料等の手配その他必要な措置を講ずるものとする。

## 第3 防災関係機関との連携

市は、防災会議、防災訓練及び連絡会等を通じて、平時から防災関係機関との連携を密にし、災害時に迅速な応急対策が実施されるよう連携を強化する。

## 第4 県及び他の市町村への応援要請

### 1 県への要請

本部長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）若しくは応援の斡旋を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

## 2 他の市町村への要請

本部長は、災害対応のため応援を受ける必要があると判断した場合は、「田村市災害時受援計画」に基づき応援を要請するものとする。

資料編：04 田村市災害時受援計画

## 第5 広域航空消防応援の活用

市は、消組法第44条の規定により、大規模災害時にヘリコプターによる災害活動が有効であると判断される場合は、県が保有するヘリコプターの応援を要請するものとする。

なお、県から郡山地方広域消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）にも情報が共有される。

災害時における県消防防災ヘリコプターの緊急応援要請に関しては、次のとおりとする。

### 1 緊急応援要請要領

#### (1) 緊急運行の要件

県消防防災ヘリコプターは、次に掲げる要件を充たす場合に、緊急運航することができる。

##### ア 公共性

災害等から市民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図ること。

##### イ 緊急性

差し迫った必要性があること。（緊急に行わなければ、市民の生命、身体及び財産に重大な支障を生ずるおそれがある場合）

##### ウ 非代替性

航空機による活動が最も有効であること。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、または活動できない場合）

#### (2) 緊急運航の要請基準

上記(1)の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に、要請ができる。ただし、感染症法で定める感染症で、1・2類感染症、それらの疑似症例、一次感染症の無症状病原体保有、新感染症、新型インフルエンザ等感染症の一部及び指定感染症の一部に罹患している傷病者又はその疑いのある者の搬送は行わない。

なお、感染の疑いについては、医師の判断又は感染症ごとに流行の状況等に応じて県が判定する。

##### ア 救急活動

- (ア) 山間等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車等の陸上交通手段で搬送するよりも著しく有効であると認められる場合
- (イ) 山間等の交通遠隔地において緊急医療を行うために、医師、医療機材等を搬送する必要があると認められる場合
- (ウ) 地元医療機関での処置が困難であり、緊急に遠隔地の高度医療機関へ転院搬送を行う必要があると医師が認め、かつ原則として、医師が搭乗できる場合

- (エ) 災害又は事故等により陸上交通に支障が生じた地域から、負傷者を搬送する必要があると認められる場合
- (オ) その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

イ 救助活動

- (ア) 水難事故等において、空中からの捜索、救出活動等、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合
- (イ) 中高層建物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合
- (ウ) 洪水、土砂災害、道路陥没等により、陸上からの接近が不可能で、空中からの救出が緊急に必要と認められる場合
- (エ) 航空機事故、列車事故、高速道路の交通事故等で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合
- (オ) その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

ウ 消火活動

- (ア) 大規模火災等が発生し、または延焼拡大のおそれがあり、広範囲にわたり被害状況調査等の情報収集や避難誘導等の必要があると認められる場合
- (イ) 交通遠隔地等での大規模火災等に対し、緊急に消火資機材、消火要員等の輸送を行う必要があると認められる場合
- (ウ) 林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難であり、航空機による空中消火の必要があると認められる場合
- (エ) その他、特に航空機による火災防御活動が有効と認められる場合

エ 災害応急対策活動

- (ア) 地震、台風、豪雨、豪雪等による災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、上空からの広範囲にわたる状況把握を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
- (イ) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、緊急に物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送を行う必要があると認められる場合
- (ウ) 高速道路等での大規模災害事故等が発生した場合で、上空からの広範囲にわたる状況把握を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
- (エ) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、緊急、かつ広範囲にわたり住民等に対し、災害に関する情報の伝達や避難誘導等を行う必要があると認められる場合
- (オ) その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

2 緊急運航の要請手続き

県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、速やかに電話で行うものとし、併せて要請内容の詳細について文書により送付するものとする。その要請の手続き等については、「福島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「福島県消防防災ヘリコプター緊急運

航要領」並びに「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めによるものとする。

(1) 消防防災ヘリコプターの要請手順

消防防災ヘリコプターの要請は、取り急ぎ電話等により次の事項について連絡を行う。事後速やかに県消防防災航空隊出動要請書を県消防防災航空センター所長に提出するものとする。

ア 要請機関

イ 災害種別

ウ 災害発生の日時、場所、被害の状況

エ 災害検索地図番号

オ 災害発生現場の気象状況

カ 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び連絡方法

キ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

ク その他必要事項

(2) 要請先

県消防防災航空センター（郡山地方広域消防組合と情報共有）

(3) 緊急運航後の報告

災害等が収束した場合には、本部長は、救急患者の緊急搬送に係る場合を除き運航責任者に「災害状況等報告書」により報告するものとする。

### 3 ヘリコプター臨時離着陸場確保時の留意事項

あらかじめ定められたヘリコプター臨時離着陸場、または必要に応じヘリコプター臨時離着陸場に選定した発着可能な被災地域の小・中学校の校庭等広場の着陸地点の風向・風速をあらかじめ電話、その他の方法で県に連絡するとともに、次の作業を行わなければならない。

- (1) 場外着陸場には操縦士の進入方向決定に資するため、風向風速が判定できる赤と白の吹流しを設置する。
- (2) ヘリコプターの離着陸に伴う吹き下ろし風による砂塵等の舞上りを防止するためヘリポートには、着陸・離陸方向を含め消防車等により散水する。
- (3) 不測事態対処のため場外着陸場使用時間帯は、消防車を配置する。
- (4) 場外着陸場及び着陸点の確認を容易にするため着陸場の中央に石灰粉（白色、積雪時は赤色）で、直径10m円とともに円内にH印を表示する。
- (5) 自衛隊の場外着陸場申請（特に必要に応じ選定したヘリコプター臨時離着陸場）に応じ、当該地の管理者は、速やかに場外着陸場使用を許可する。

## 第6 広域消防応援要請

### 1 消防相互応援協定の運用

消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、代表消防本部へ要請を行うものとする。

- (1) 大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、「隣接等相互応援協定」及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じて、本部長は、県を通じて消防庁長官に対し、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援を要請するものとする。

- (2) 広域消防航空応援の対象となる大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であるもの

- ア 大規模な地震、風水害等の自然災害
- イ 車両等による接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- ウ 高層建築物の火災
- エ 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- オ その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害

- (3) 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- ア 調査出場  
現場把握、情報収集、指揮支援等
- イ 火災出場  
消火活動
- ウ 救助出場  
人命救助のための特別な活動を要する場合（これに附随する救急搬送活動を含む。）
- エ 救急出場  
救急搬送（特別な人命救助活動を伴わないもの）
- オ 救援出場

## 第7 救援物資、資機材、人員等の輸送 災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）の活用

消防本部と連携して災害発生時に効果的な活用が図れるよう、あらかじめ応援要請の手続き等について整備する。

## 第8 国に対する応援要請

### 1 基本法第29条に基づく派遣要請（職員の派遣の要請）

本部長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関または指定公共機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

## 2 基本法第30条に基づく派遣要請（職員の派遣の斡旋）

本部長は、知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求めるものとする。

## 3 指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施

市は応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

また、上記の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

## 4 派遣された職員の身分の取扱い

基本法施行令第17条（派遣職員の身分等）に定めにより行うものとする。

# 第9 自衛隊への応援要請

本部長は、人命及び財産を災害から保護するため必要があると認めたときは、知事に自衛隊派遣の要請をするものとする。

## 1 自衛隊の災害派遣要請

派遣要請にあたっては、次の要件を考慮し、田村警察署長及び田村消防署長と協議のうえ、迅速に行うものとする。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

### (1) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命・財産を保護しなければならない必要性がある。

### (2) 緊急性

災害の状況から直ちに対処しなければならない状況である。

## 2 災害派遣の活動内容

自衛隊の派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産救護を必要とし、かつ、事態が止むを得ない場合で、概ね次の救援活動内容を要請するものとする。

活動項目	細部内容
情報収集活動 (被害状況の把握)	車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の収集
避難の援助	各種手段による避難者の誘導、輸送等
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等の搜索、救助活動

活動項目	細部内容
水防活動	土のう積み、止水工法による浸水防止、河川堤防の応急補強
消防活動 (空中消火を含む。)	消防車、航空機及びその他防火機材により消火活動にあたる消防機関への協力
道路又は水路の啓開	重機等施設機材を使用した道路の障害物の除去及び道路の復旧
応急医療、救護及び防疫	薬剤等は通常市が準備
通信支援	各行政局間等との通信系の構成・維持・運営
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送の実施(航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものに限る。)
給食及び給水	被災者に対する炊飯及び応急給水活動(炊飯の米穀及び炊飯用水は、市が準備する。)
入浴支援	野外入浴セットや仮設浴場を設営、給湯機材を使用した温水シャワーや入浴施設の提供
物資の無償貸付及び譲与	被災者に対する救援物資の無償貸与または譲与(防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令第13、14条)
危険物の保安及び除去	方面総監が認める場合、かつ処理能力可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	災害に際し被害が正に発生しようとしている場合において、やむを得ないと認められる場合
その他	本部長が必要と認めた場合(被災者の人命・財産の保護上必要な事項で自衛隊が対処可能な活動について、協議し決定したもの)

### 3 要請手続き

- (1) 要請は、知事へ要求するものとする。
- (2) 要求にあたっては、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により、直接知事に要求し、事後、文書を送付するものとする。この場合、速やかに県中地方振興局長へ連絡する。
- (3) 前項の要求ができない場合は、福島駐屯地司令に対して災害の状況を通知することができるものとする。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。
- (4) 災害派遣要請に必要な事項
  - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
  - イ 派遣を希望する期間
  - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
  - エ その他参考となるべき事項
 

宿営地域(活動拠点)の有無、進出経路の状況(道路・橋梁等)特に迂回路、救援のため必要な資機材、ヘリポート適地の有無等

### 4 自衛隊との連絡・調整

- (1) 情報の交換
 

市は、災害が発生したまたは発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、自衛隊と絶えず情報の交換を行うものとする。

(2) 連絡班（連絡調整員）の派遣依頼

市は、災害が発生する段階に至った場合または災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、自衛隊に対し本部（本部設置前は生活安全課）への連絡班の派遣を依頼し、派遣要請の接受及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。

5 災害派遣部隊の受入体制

(1) 連絡班（連絡調整員）の受入れ

被害に関する情報交換、部隊の派遣等に関する連絡・調整を行うため、派遣された自衛隊の連絡調整員を本部事務局に受け入れる。

(2) 派遣部隊の受入体制の整備

ア 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

本部長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

イ 自衛隊と防災関係機関が協同で活動する場合

連絡調整会議において活動の実施要領等について綿密に調整を行うとともに、活動の統制責任者を明示し、その統制の下で実施する。

ウ 派遣部隊を受け入れる場合にとるべき措置

(ア) 連絡調整及び現場責任者の指定

a 自衛隊との連絡調整は、本部事務局が行う。

b 現場責任者は、活動を主管する部局長が指定する。

自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要なとする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに現場責任者をあらかじめ定める。

(イ) 派遣部隊の救援活動（作業）に必要な資機材の準備・提供

本部長は、自衛隊に対し作業を要請または依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

a 作業箇所及び作業内容

b 作業の優先順位

c 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

d 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 派遣部隊の受入れ

本部長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、市庁舎又は災害現場に市と自衛隊協働の連絡所を設置するものとする。

なお、次の事項について自衛隊受入体制を整備する。

ア 本部事務室

現地における派遣部隊の本部は、原則として市庁舎または自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。

イ 宿舍

- ウ 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- エ 駐車場（車一台の基準は3m×8m）
- オ 臨時ヘリポート（1機あたりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、輸送ヘリで100m×100m）

## 6 派遣部隊の撤収

- (1) 自衛隊の災害派遣の目的が達成、またはその必要がなくなった場合は、十分な事前協議に基づき、速やかに知事に対して自衛隊の撤収要請を行うものとする。
- (2) 撤収要請は、電話等により報告した後、速やかに文書を提出する。

## 7 経費の負担

自衛隊の災害派遣に要した次の経費の負担は、原則として市が負担する。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、市、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

### (1) 市、県の負担

- ア 派遣部隊の救援活動の用に供するため、派遣場所及び宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金
- イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水費
- ウ 救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び賃借料並びに現地で調達した資機材の費用等
- エ 災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な、資材や消耗品、電気、水道、汲取り、及び通信費等
- オ その他、活動に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、本部長と派遣部隊等の長との間で協議するものとする。ただし、2以上の市町村域にわたる場合は、関係市町村長が協議して負担割合を定めるものとする。

### (2) 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

## 第10 緊急消防援助隊への要請

消組法第45条の規定により、大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ強力に行うため、全国の消防機関相互による「緊急消防援助隊」が設置されている。

大規模な災害等に際し、自らの市の消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県に連絡し、応援を要請するものとする。

なお、活動状況を踏まえ、増隊する必要があると判断した場合は、県にその旨を連絡する。

### 第1.1 公共的団体・民間事業者等に対する応援要請

市独自で被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、本部長は、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請するものとする。

また、必要に応じて公共的団体・民間業者等にも協力を求めるものとする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を希望する期間
- (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

### 第1.2 海外からの支援の打診

#### 1 海外からの支援の打診のルート

- (1) 外交ルートで外務省から県を通じての打診
- (2) 国際姉妹都市、その他交流歴のある都市からの直接の打診
- (3) 国際NGO（非政府組織）団体等から直接若しくは他の機関・団体等を経由した打診

#### 2 支援受入れの判断等

支援の打診があった場合、本部事務局は、支援活動の種類、規模等を確認し、本部において被害の状況や応急対策の状況等を総合的に判断して速やかに受入れの可否を判断し、申し入れ先に回答するものとする。

#### 3 支援受入れの実施

支援を受ける本部は、支援部隊の受入体制を整える。本部事務局は、支援都市や団体との間で、支援規模、到着予定日時、場所等の連絡調整にあたり、応援部隊の活動内容の調整等は、支援を受ける部、本部が行うものとする。

### 第1.3 田村市災害時受援計画に基づく受援体制の整備

市は、災害時に各地方公共団体及び関係機関等に適切かつ迅速に応援協力を要請するため、「田村市災害時受援計画」に基づき、非常時優先業務のうち人員や物資が不足すると見込まれる業務について、災害時の業務の流れや必要な資機材、応援人員算定等の考え方を事前に整理し、受援体制の整備を行う。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等の確保及びリスト化に努めるものとする。

資料編：04 田村市災害時受援計画

## 第3節 応援派遣

【本部事務局（統括・企画班）、総務課班、生活安全課班】

### 第1 応援派遣の実施

#### 1 大規模災害により全庁的な支援体制が必要な場合

- (1) 市は、災害の規模等に応じ、災害対策本部の事務分掌に準じて、全庁的な体制により応援を行うものとする。その限りでない場合には、総務課及び生活安全課を窓口として、本部における事務分掌に準じて、応援要請の内容を各部局へ伝達依頼するものとする。
  - ア 他の市町村において大規模な災害が発生し、市独自の判断で応援をする場合も同様とする。なお、直接各部局へ被災都道府県または県から要請があった場合は、要請を受けた部局で対応可能な場合は、その部局で対応するものとし、その実施内容については、生活安全課へ連絡するものとする。

#### 2 支援隊の派遣

- (1) 市は、応援協定自治体の要請に基づき、災害対策本部設置時の事務分掌に準じて、職員及び登録ボランティアの中から必要な人員をもって支援隊を編成し派遣するものとする。
- (2) 派遣するボランティアは、市に登録された専門ボランティア、一般ボランティアの中から選択し、本人の意向を確認した後に派遣するものとする。
- (3) 支援隊は、移動に必要な車輛、食料、飲料水等、被災地で自立的な生活が可能な装備を保有し、派遣期間は、概ね2週間とする。支援が長期にわたる場合は、2次支援隊以降も派遣し、現地で交代させるものとする。
- (4) 支援隊は、被災現地の応援協定自治体の本部の統制下で活動するものとする。
- (5) 支援隊の職員及びボランティアに対する補償は、原則として、応援協定自治体内に適用される法令によるものとする。

#### 3 応援物資・資機材等の供与

- (1) 市は、応援協定自治体から要請のあった物資、資機材について、災害対策本部設置時の事務分掌に準じて、備蓄物資・資機材の中から、また、不足する場合は調達し、これを供与するものとする。
- (2) 応援協定自治体に対しては、原則として、市民に対する義援金のみを募集するものとする。
- (3) 市は、市が協定を取り交わしている協力機関に対して、災害対策本部設置時の事務分掌に準じて、災害応急活動に必要な業務について、積極的に支援を要請するものとする。

#### 4 避難場所等の提供等

- (1) 市は、応援協定自治体から要請があった場合、災害対策本部の事務分掌に準じて、被災者の避難に必要な場所及び一時収容のための施設を提供するものとする。
- (2) 市は、避難に際し、災害対策本部の事務分掌に準じて、必要な誘導、避難所の運営を行うものとする。

#### 5 その他の支援

災害対策本部長は、上記2、3、4に挙げる支援のほか、応援協定自治体から要請があった場合、必要な支援を行うことができる。

#### 6 経費の負担

原則として、応援を要請した自治体の負担とする。ただし、災害対策本部を設置した場合の経費は、別に定めることができる。

#### 7 廃止の決定

災害対策本部長は、支援活動が完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止するものとする。

## 第2 その他の自治体に対する応援派遣

市は、相互応援協定を締結していない被災自治体から応援若しくは職員の派遣について要請があった場合、または県から応援若しくは職員の派遣について斡旋を受けた場合は、応援または職員を派遣できる。しかし、災害時における人員の派遣及び物資の輸送は、緊急時においては交通渋滞や被災地の混乱を助長する可能性があるため、応援協定自治体以外については、国や県、ないしは被災自治体からの直接の応援要請に基づいて行う。この場合、市は要請内容に応じ、応援協定自治体と同等の支援を行うよう努める。

